

第 8 回合併協議会 議事録

平成 14 年 11 月 24 日開催

1 . 開会

司会：ただいまから第 8 回野田市・関宿町合併協議会を開催いたします。

委員の皆様には大変お忙しいところ、また、お休みのところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。議事に入るまでの間、本日の司会、進行を務めさせていただきます合併協議会事務局の大上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

開催にあたりまして、野田市・関宿町合併協議会会長であります根本・野田市長よりご挨拶を申し上げます。

2 . 合併協議会会長挨拶

会長：それでは一言ご挨拶を申し上げます。前回合併協議会を開かせていただきまして、ご了解いただいた資料について、住民の皆さん方に説明をさせていただきますということで、その説明をやってまいりました。約 1 か月近くやらせていただいてまいったわけでございますが、今日はその状況等について皆さん方にご報告をしつつ、これからどうしていこうかという点についてお諮りをさせていただきたいと、こんなふうにも思っております。

おかげさまで県との議論、後ほど報告もあろうかと思っておりますが、私ども、関宿町と両方から要望しておった点についても、ほぼ満額という回答をいただいております。そういう意味では、非常にうまい具合に建設計画の作業ができ上がっているのかなと、こんなふうにも考えておるところでございます。今日は皆さん方に、その辺の状況もご説明をさせていただくと、そんなことを考えております。

最初の住民説明会の報告について、ご議決いただいた後に、この点についてのご報告をさせていただき、1 つ目の議題が終わった段階で、また次の議題に入っていくという形にさせていただきたいと思っております。2 番目については「その他」という議題にさせていただいておりますけれど

も、その辺、よろしくお願ひしたいと思う次第でございます。

いずれにいたしましても、後ほど説明させていただきますが、協議会で結論を出していただき、それを基にして作った資料での説明については、おおむねご理解を頂けたというような答えになりましたので、その辺を中心にお話をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。

司会：次に、同会の副会長であります、河井・関宿町長からご挨拶を申し上げます。

3 . 合併協議会副会長挨拶

副会長：皆さん、こんにちは。関宿の河井でございます。今日は第8回の合併協議会にご参集賜りまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様方にはコミュニティセンターや公民館、各種団体との説明会及び行政区における説明会にご参加をいただくと共にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

関宿町で開催しました住民説明会につきましては、10月18日の行政区長への説明を皮切りに、本日までに延べ36回開催いたしました。約千人の方の皆様方に出席をいただき、ほとんどの方に野田市との合併についてご理解を頂いたものと受け止めております。住民の皆様方のご意見につきましても、町議会と同様に早期に野田市との合併を望み、新しい新市の重点事業の実現を希望しているようでございます。本日の協議会では総論といたしまして、合併の期日、議員の任期など、ご協議いただきたく存じます。関宿町民の公共的な福祉向上のために、希望と誇りが持てる新しいまちづくりのために議会と一体となり、野田市との合併を成功させたいと考えております。議員の皆様方には、本日の協議事項についてご意見をお願いすると共に、ご理解を賜りますよう、お願ひ申し上げます。

簡単ではございますけれども、会に先立ってのごあいさつに代えさせていただきます。本日はご苦労さまでございます。

司会：どうもありがとうございました。

（配布資料確認ののち）

それでは、ただいまから議事に入りますが、野田市・関宿町合併協議会規約第9条第2項の規定によりまして、議長を会長にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

会長：それでは議長役を務めさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。まず、議事に入る前にお諮りを申し上げたいと思います。本日猿田委員の代理といたしまして、県総務部市町村課の岩崎主幹が出席をしております。代理出席については前回と同様に協議会規約第9条第3項「会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める」という規定によりまして、本日の代理出席を認めるということによろしくございますでしょうか。

（異議なし）

ご異議がないようでございますので、そのように取り計りたいと思います。

それでは、初めに、協議会規約第9条第1項の規定によりまして、本日の委員参加数でございますが26人でございますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

4．議事

会長：はじめに、住民説明会の報告につきまして、事務局から説明をさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。

住民説明会報告

事務局長：事務局からご報告をいたします。お手元に資料1-1、資料1-2といたしまして、野田市、関宿町、それぞれの説明会の状況をまとめた資料を配布させていただいております。前回、10月5日の第7回協議会終了後、それぞれ野田市では自治会、関宿町では行政区、あるいは各団体の集まり、こういった機会を通じまして、住民の方々にご説明をしてまい

りました。今日現在で、野田市では自治会連合会加盟の 236 自治会のうち 234 自治会、関宿町では 54 すべての行政区での説明が終了しております。

各説明会におきましては、「皆様のご意見・ご感想をお聞かせください」という自由記入欄を設けました紙をお配りしております。この中にアンケート形式でお尋ねした項目が 2 つありまして、1 つ目が『これまでの合併協議会からの情報提供について』、もう 1 つが『合併協議会での検討結果をご理解いただけたかどうか』と、このような 2 項目をアンケートの形で設けました。

その結果が、それぞれの表紙に載っております。野田市では 85% ~ 86%、関宿町では約 90% 強の方が満足している、あるいは理解したという結果が得られております。アンケートはすべての参加者から頂いたわけではありませんので、この結果のみを絶対視するわけではありませんけれども、会場で直接頂いたご意見、こういったことを総合的に勘案しましても、だいたい 8 割以上の出席者からはご理解を頂けたものと受け止めております。

頂いた意見の概要は、2 ページ以降に項目別に概略をまとめてございます。特に多く寄せられました意見には「 」を付けてありますが、例えばコミュニティバスなどは市民の足として期待するというご意見が、野田市でも関宿町でも多く寄せられました。

また、鉄道の複線化につきましても、建設計画ではまず第一歩として運河 - 梅郷間を行うと書いてありましたので、南の地区と北の地区では若干の温度差がありましたけれども、あるいは、あくまでも東武鉄道に働きかけをしていくべきだというご意見もありましたけれども、多くの方からは、この合併によって生み出される財源でぜひ進めてほしいと、こういった声が多く寄せられてまいりました。

その他、合併の必要性につきましても、両市町にとってメリットがあるので早く実現してほしいという声が多数寄せられた一方、特に反対の立場の方からですが、住民投票を行うべきという意見も出されました。

関宿町では総論といたしまして、町が良くなる合併を早く進めてほしいというご意見が特に多かったほか、例えばゴミの出し方や住居表示というのは合併すればどうなるのかという、ご意見というよりは質問というもの

が多かったように受け止めております。

なお、アンケートにつきましては、説明会での説明とか資料を理解することと、合併に賛成することは別であるというご意見も一部にありましたけれども、これにつきましては合併協議会のこの場において、これまで7回にわたってご議論をいただいた結論は、この合併は野田市、関宿町双方にとってメリットがある、ということでございましたので、その検討結果に基づく説明資料にご理解を頂けたということは、合併にご理解をいただいたものと受け止めても飛躍はないと考えております。

事務局からの概略は以上でございます。

合併の是非

会長：第1回の協議会で、実は皆さん方にご了承いただいております。それは何かといいますと、協議会における協議事項の中に合併の是非がありますけれども、ただいま報告がありました説明会の結果からは、市民町民の意見は合併を進めるべきであるということで、私自身としては受けとめておりますけれども、この点に関しまして、委員の皆様方のご意見・ご質問等がございましたらばお願いをしたいと思います。合併の是非についてもこの協議会でお諮りをしていくという形で行っていただきました。是非を判断するにあたって、住民に説明を、十分な資料を差し上げた上で、住民の意見をお聞きしていくと、こんなことで行っていただきました。アンケート結果を見ますと、説明、情報提供についてもご満足頂けているという数字、それから説明内容についても理解頂けているという数字が非常に多いという答えを頂いておるわけで行っていただきますけれども、皆さん方からご意見等をお伺いしたいと思います。

染谷委員：野田市の染谷です。確かに1回目の時に、そういう約束事で始まったわけですが、私も説明会に出させていただきますし、それから様々な野田市内の動き等々を見ていますと、もう、ほぼ大方の市民の皆さんは合併を進めるという方向に理解を示していらっしゃるというふうに行きます。

ですから、会長が当初言われていましたように、大きく意見が分かれるというような状況は、野田市にも関宿町にもないのではないかと考えますし、そういうふうな判断をして、もう間違いないのではないかというふうに思います。

会長：今、染谷委員から、大きく意見が分かれているという形ではないだろうということで頂きました。

寺田委員：全体説明会が関宿と野田で合計8回行われたうち、私は5回出席させていただきました。特に関宿で開かれた全体会議は、私は野田に住んでいるものですから、関宿の住民の方がどういう感触かなということを知りたかったと。また、新市まちづくりの委員長としても、会員のメンバーにできるだけ出てくれと言ったという建前もございまして、出席させてもらったのですが。

今、染谷委員がおっしゃったように、大方の方々は、むしろ合併によってメリットが大きく生まれるということに、こんなに期待が大きいのかなという印象を、私持ちました。関宿町だけではなく、野田市でもやっぱりそういう印象を持ちました。ある出席者は、涙ながらに、合併を促進して少しでも住みよい野田市、新しい野田市にしてほしいというふうに言っている方もおられました。

そういう状況でございますので、今染谷委員がおっしゃいましたように、意見が50%、50%と大きく分かれる状況ではないという判断をいたしております。

会長：ありがとうございました。その他皆さん方からいかがでしょうか。

青木（囿）委員：関宿の青木です。私もこのような、関宿に関しては行政区の説明会54か所、そして団体30か所、非常にきめ細かにやっていただいたのかなと思います。

そして、私が一番関心を持ったのが、私、一番北部の方なのですが、参

加されなかった人、そういう人たちはどういう意見なのかと思って、近隣をちょっと聞いて歩いたのですが、「いや、もう合併は決まったんでしょ。」こういう言い方なのです。皆様のご意見を、今聞いているところです。皆さんの意見としては、出席された人の中では90%以上の方が満足しているという話をしたところ、「あ、まだなんですか。早くしてもらった方がいいですね。」というようなご意見。

それと884項目のうち、ほとんどが現の関宿よりは、一緒に、合併した方が、あれを見た中においても良くなるということは描かれているし、そうしていただければ、1日も早く合併していただいた方がいいというご意見が、ここに参加しなかった人をちょっと聞いてみたのですが、そういう結果もあるように伺っております。

ということは、やはり参加した人のパーセントもこのような高いパーセントもあるし、していない人でも、やはりそのような関心を持っているということでもありますので、私は非常にオープンに、いろいろの今までの経過をここに、住民に知らせたということは、非常にプラスになっているのかなというふうに思います。

会長：ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

大島委員：私も委員といたしまして、私個人の考えばかりではいかなものかと思ひまして、多くの人に合併問題の是非をお尋ねしましたところ、90パーセント以上の方が賛成でございます。

ただ、心配したというのは、今度野田市役所まで関宿から20キロあると、行くのが大変だなという、それは皆様ご心配なく、今までの関宿町役場は支所として十分機能を果たせる場所になるんだからと。ああ、それならいいなという意見もあります。

また、ご存じのように来年度は関宿町長選がございます。その町長選の前に合併の是非を、ぜひ決定していただきまして、無駄な選挙費を使わずに、早く進めてもらいたいという意見もございました。

関宿町で道路に穴が開いた、あるいは砂利道で、生活道路としてだいぶ

利用されているところはございますが、雨が降ると穴だらけになる。私も区長をやっておるものですから、穴埋めをお願いできますかと。で、建設課に行きますと、予算がなくて穴埋めの砂利も買えないという状況。また、舗装の穴も予算がないので出来ませんと。そういう状況下でありますので、野田市と合併しますれば相当な人件費の削減もできるという数字も出ております。そういったので、そういう身近な工事もできるようになるのではないかなと思うわけでございます。そういったご意見が町民の多くの方々から出ておりますので、できれば早くこの合併が実現できるよう、協議委員の皆様方の公正なるご判断をいただきまして、ひとつ、お決めいただければなと。これは私の考えと、また、多くの町民の考えの一端を述べさせていただきます。

会長：ありがとうございました。大変重要な話ですので。今4名の方からご意見いただきました。その他の皆さんいかがでしょうか。

岡野委員：野田市の岡野です。合併というきれいな言葉に隠れて、私から言うと、合併というものは地方団体のリストラと、こういうことも言われております。しかし、民間の会社ではリストラをどんどん進めないと言われていけないという、ひとつの時勢だというふうに思っております。そういう意味合いから、野田市では自治会ですけれど、自治会連合会と、それから関宿の行政区、ここの話し合いをやりました。その結果、早急に合併は進めるべきであろうと、こういう結論に至ったわけです。

時の流れというものは逆らえないし、ましてやこういう時勢の中ではやむを得ないと。だから当然進めるべき話は進めるべきであろうという結論に達したわけです。以上の観点から、合併に賛意を表するわけでございます。

会長：ありがとうございました。だいたい意見をお伺いしたようでございます。それぞれ賛成という意見でございました。合併の是非につきまして、協議会としては『合併是』という最終判断でよろしいかどうかについてお

諮りをいたしたいと思います。

大変重要な案件でございます。1回目のときに重要な案件は挙手でという話もございました。挙手によってお諮りをしたいと思います。それでは賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

ありがとうございました。全員の賛成挙手が認められましたので、協議会の判断としては『合併是』ということで決定をさせていただきたいと思っております。

合併協定書(案)

会長：それでは、1番目の議題は以上でございますけれども、2番目の議題で「その他」という形になっておりますが、この次の議題という形で、そこまで決まりましたので移らせていただきたいというふうに思っております。

まず『合併協定書(案)』につきまして、議題といたしたいと思っております。ただいまから資料を配布させていただきますので、よろしく申し上げます。

お配りした資料を、まず確認したいと思っております。資料の2-1『合併協定書(案)』、資料2-2『事務事業調整方針』、資料3『農業委員会関係事務事業調整票』、資料4『新市建設計画(案)』、資料5『県への整備要望箇所』それから資料6といたしまして、『正誤表』ということで、以上の6点を配布させていただきました。

それでは事務局から説明をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

事務局長：ただいま会長からございましたように、お手元に資料をお配りさせていただきました。協議会として合併を進めるべきというご判断を頂いたことから、次のステップに進めていきたいと考えております。

まず合併協定書でございますが、定型的に、こういった書き方が先進事例でも通例でございます。まだ協議を頂いていない部分が2か所ございますので、これについて、まずご議論・ご協議を頂きたいというものでござ

います。

議会の議員の任期及び定数の取扱い

会長：ただいま事務局から説明がありましたが、協定書をご覧いただきたいと思います。資料 2 - 1 でございますが、2 か所空欄になっております。2 の『合併の期日』ここが空欄でございます。それから 5 の『議会の議員の任期及び定数の取扱い』でございますが、実はこの点だけが事務事業調整をやっていた中で後回しにしてあった点でございます。

期日より前に、まずそちらの方を、最終決定をさせていただければというふうに思っておりますので、5 の『議会の議員の任期及び定数の取扱い』について協議をお願いいたします。

手ぶらでというのでは説明が分かりにくいでしょうから、まず制度の仕組み、それから他の先進事例につきまして事務局から説明をさせますので、よろしくお願いをしたいと思います。

事務局長：まず議員の取扱いにつきましては、原則論から申し上げますと、現在、野田市の議員定数 32 名、関宿町の議員定数 20 名となっておりますが、編入合併ということでもありますので、原則論は関宿町の議員 20 名は合併の前日をもって身分を失うということになります。これが原則ですが、合併特例法では経過措置を設けることができるという規定が 2 種類ございます。

1 つ目が在任特例というものでして、これは編入する野田市の議員の残任期間、具体的には平成 18 年の 5 月までですけれども、その間、野田市議会の議員として在任すると、こういう規定がございます。

もう 1 つが定数特例というものでして、これは合併日から 50 日以内に関宿地域において増員選挙を行うというものです。増員定数は人口比によって計算されまして、野田・関宿のケースでは増員数は 8 名ということになります。これが野田市の議員の残任期間まで続きまして、したがって、議員数は $32 + 8 = 40$ 名ということになります。18 年 5 月の選挙以降は野田市の議員定数 32 名に戻る、これが定数特例でございます。

以上2つ、経過措置がございますけれども、平成7年に合併特例法が改正されてから合併した事例では、すべて1番目の在任特例というものを適用しております。

なお、在任特例につきましてはその期間満了後、すなわち平成18年5月の野田市議会選挙のときに、さらに、旧関宿地域において8名の選挙区を設けて増員選挙を行うという規定も法律上はありますが、これまでこれを適用した事例はございません。

最後に、来年1月1日から施行されます地方自治法の規定では、人口10万人から20万人未満の市における議員の定数は上限34となっております。これに併せ、同じく来年1月1日から施行されます野田市議会議員定数条例では、定数をこの枠内で現行と同じ32名と定めております。合併しても人口は15万人でして、10万以上20万人未満の市であることに変わりはありませんので、法定の上限数という面から野田市の定数条例を改正する必要はございません。制度のご説明は以上です。

会長：ただいま事務局から説明をさせました。この点につきまして、委員の皆さん方のご意見がございましたらお願いをしたいと思います。

青木重委員：関宿の青木でございます。私たち、4名関宿から議員の身分でこの協議会に出席をさせていただいておるわけでございますが、なにせ自分たちの身分のことでございます。でき得るならば会長のご理解を得て、すべて結果はお任せするというので、私自身としては、これは退席、ちょっとの間退席をしたいわけですが、よろしいでしょうか。

会長：ちょっとお待ちください。議事が進んでからにさせていただければと思いますので、もうちょっとお待ちいただいて、またそれでもということでしたら、もう1度その点について判断させていただきますので。寺田さんからも手が挙がってましたので、寺田さんからお話をさせていただければと思いますが。

寺田委員：私は、やっぱり先ほどちょっと申し上げましたけれど、合併を早くやらないといけないというふうに思いましたのは、実はこの野田と関宿の両方の住民がやはりスムーズにやってくれというご希望が強いと思います。そういう意味で、ある意味ではこのほかの市町村の合併のときに採られている1の案が、私は住民としては希望、つまり18年5月までは、誠に申し訳ありませんが関宿の議員の方も、今しばらく、それは選挙をしたいでしょうけど、その間は関宿の方も野田の議員としてやっていただくというのが、やっぱり市民の期待にこたえられると私は思っております。

そういう意味で、私は1の案で。この段階からは、今までより一層、例えばシステムの統合の問題等ございますから、いろいろ慎重な取扱いで、そういう意味でほかの市町村でおやりになったやり方をやるのが、私は市民の希望じゃないかと。私は、これは一市民として、議会の先生方には申し訳ありませんけれども、ご苦勞をかけるというふうな形にさせていただいたらありがたいなと思っております。

会長：今、寺田委員からは、先ほど事務局から説明がありました特例法に基づきます在任特例を適用しまして、関宿町の議員については野田市議会議員の残任期間、これは平成18年5月30日までですが、この間、野田市議会議員として在任するという、その案でいかがでしょうかと、こういうことでございます。ご苦勞をおかけしますがという発言もございましたが、いかがでございましょうか。

念のため申し上げておきますが、野田市の条例は、今、定数32名という形になっておりますので、次の5月31日の残任期間以降の選挙が32名という定数になるという形になります。そういう形でございますが、よろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

特にご異議ないようでございますので、それでは協議会としてはそのように決定させていただいてよろしゅうございますか。

(異議なし)

ありがとうございました。それでは、その部分は、今申し上げたよう

な形で、合併特例法に基づきます在任特例を適用しまして、関宿町の議員につきましては、野田市議会議員の残任期間、平成 18 年 5 月 30 日まででございますが、野田市議会議員として在任するというような取扱いにさせていただきます。

合併の期日

会長：次に、この協定書（案）の 2 にございます、『合併の期日』についてでございますが、まず事務局から事務的な面について説明をさせたいと思いますので、よろしくお願いします。

事務局長：この後必要になる手続きといたしまして、まず建設計画につきまして、県との正式協議というものがございます。それが終了した後、調印式というものがあります。調印式は法律上の制度ではありませんけれども、合併自治体すべてで行っておりますので、こういう運びになります。その後、野田市、関宿町両議会に合併に関する議案を提出いたしまして、ご審議いただいた後、合併の議決を頂ければ県に申請をいたします。県議会においても議決される必要がありまして、これが済めば総務大臣に届け出をし、総務大臣告示という形で「何月何日から合併はその効力を生ずる」という文言で官報に掲載されます。合併はこの総務大臣告示によりまして、効力が発生するということになります。その後の事務的な諸準備等も勘案しますと、これらに要する期間としまして、だいたい 6 か月ほどが必要かと思っております。事務的な面については以上でございます。

会長：事務的には以上の説明でございます。事務的な期間というものについて、システム統合、ある銀行じゃありませんが、これで混乱をしてはいけないという形を考えると、6 か月程度は、法律的な議会の議決等を頂くということの手続きと同時に合わせまして、そちらの方として 6 か月程度かかるだろうなど、こんなことでございます。

この点につきまして、委員の皆さん方からご意見等がございましたら、お願いいたしたいと思っております。特に合併の期日でございますけれども、い

つごろしたらよろしいかということで。

寺田委員：実は私、民間企業におるものですから、この4月の「みずほ」ではえらい迷惑をいたしまして。そういうことで、私はシステム統合について、「みずほ」のように勢力争いをやったわけですけれども、野田と関宿にはそういうものはないということからして、そのシステム統合についての技術的な配慮だけは十分して、そのシステム統合に差し障りないような範囲の中で、可及的速やかに合併の日取りを決めていただくと、こういうふうな形にさせていただくのがいいので。そのシステム統合のところだけ心配いたして、私自身が迷惑をして、てんやわんやで徹夜するようなこともあったものですから。そういうことでございますので、その点だけはよろしくお願いしたい。

会長：はい、分かりました。その辺を配慮しての6か月という数字が出ておるわけでございますが。いかがでございましょうか。

平井委員：いろいろありがとうございました。議員もいろいろお決めいただきまして、本当にありがとうございます。説明会の中でも議員の定数はどうなるんだというようなこともいろいろ聞かれたようです。そんな中で、野田市で決まっている定数で、関宿の皆さんとなんとかこれでがんばっていきこうよと、18年であれば52人いるのが32人になるんですから、岡野さんの言ったとおりリストラになると思います。そういうことでがんばっていききたいなと思っております。

ただ、期日については、今、寺田さんから言われたように、その日に同時に仕事が移動しちゃうということもあります。ですから、あらかじめ日にちを設定した方が当局も仕事がやりいいのかなという気がしますので、その辺を会長、私は日にちの設定を会長から言っていて、その日に決めてもらった方が作業がしやすいのかなという気がしますので、その辺を取り計らっていただければよろしいのではないかと思います。

会長：今、私から少し考え方を言ってみろという話がありましたので、実は、事務的にはどのくらいかかるかなという詰めをやらせていただきました。後ほどお諮りいたしますが、県へ、最終的にもう一度相談・協議を申し上げなくちゃいけないという作業があります。その作業を含めて12月議会という前提で行きますれば、議会的には12月、2月県議会、総務大臣告示ということが可能であろうと。そうすると、その時点からのシステム統合等の作業という形に、議会、私どもの方と関宿町の議会でご理解をいただいた段階からその作業に入れるという形にさせていただきますと、だいたいそこから6か月くらいが、5か月あれば大丈夫だという話になっておるのでございますけれども。12月というのは12月末からお正月になりますから、だいたいそのくらいで大丈夫かということから行きますと、万全を期して6月の初めでよろしいのかなという感じがしております。

ただ、実は曜日を見てみますと、6月1日が日曜日でございます、日曜日に合併してしまうというのもやり方としてはあるのですが、ちょっと時間的な余裕がほしいなと、一緒になったときの。そういうことから考えますと、ちょっとずれますけれども、例えば6月6日、金曜日になりますが、それですと土日がいろいろと引っ越し作業等々も含めましていいかなという感じがいたしまして。私自身が今考えを、お前の考えをといわれたら6月6日かなと、こんなふうに実は考えたところでございます。いかがでございましょうか。5月の、例えば30日も金曜日だから5月30日にもという話もあるんですが、できましたら少しでも、そのシステム統合の話も含めて考えれば、念を入れてということにすれば後の方でということになって、6月6日でという形でということで考えたわけでございますけれども。いかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、期日については平成15年6月6日ということで、ここの、合併協定書の案のところの穴を埋めさせていただくということによろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それではそのように決定をさせていただきたいと思っております。

農業委員会関係事務事業調整

会長：続きまして、事務事業調整で議員の定数の取扱いだけが残っていましたがと言いましたが、実は先送りになっていた話で農業委員会関係。これはどうしても議員の身分の取扱いと平行になってまいりますので、残しておったところがございます。この点につきまして、議員の身分が決まりましたので、こんな形にさせていただきたいということでお諮りをさせていただきたいというふうに思っております。事務局から説明をさせますのでお願いをしたいと思います。

野田市農業委員会事務局長：農業委員会事務局長の青木と申します。資料3の説明をさせていただきます。

まず876ページから『農業委員の定数及び選挙、選任による内訳』についてでございますが、選挙による委員の定数につきましては、すでに第5回協議会においてご承認を頂いているところですが、在任特例を適用いたします。在任特例期間終了後につきましては、野田市農業委員会に関する条例の規定でございます20人とするものでございます。選任による委員定数につきましては、野田市の現在の委員数であり、また法令基準でもございます7人以内とするものです。

次は877、878、875ページですが、農業委員選挙の選挙区の地区割、選挙区別定数、投票区につきましては、在任期間、特例期間が終了します平成17年7月19日前行われまます選挙までに調整をしたいとするものでございます。

なお、879ページにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、農業委員の任期につきましては、在任特例を適用することで、すでに第5回協議会でご承認を頂いておりますが、参考までに添付をさせていただいております。以上でございます。

会長：農業委員会関係の事務事業調整について。議員の身分とのかかわりでここまでひっばってきた問題について、そちらの方が固まりましたので、

こんな形にさせていただくという格好にさせていただきましたが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。それではお諮りいたしますけれども、農業委員関係の事務事業調整につきましては、事務局説明のとおり了承することによろしゅうございますか。

(異議なし)

では、ご異議がないようでございますので、そのように決定させていただきます。

新市建設計画(案)

会長：次に建設計画につきまして、事務局から説明をさせていただきたいと思えます。お願いいたします。

事務局長：残ってありました最後の関係ですが、資料4としまして、お手元に『新市建設計画<本編>(案)』というものをお配りしてございます。これは前回、第7回協議会でお諮りした部分で、埋まっていなかった部分が1か所ございました。それが県の事業の関係です。具体的に申しますと、20ページに『4. 県事業の推進』とありますが、この部分です。これはちょうど1年前、昨年11月に県の合併重点支援地域の指定を受けた際に、野田市と関宿町から県に要望していた8つの事業でございます。すべて道路の関係ですので、建設部会から概略をご説明いたします。

建設局長：建設部会長の所と申します。それでは、資料5も参考にさせていただきながら、先ほどの8項目のプロジェクトについてご説明をさせていただきたいと思えます。

20ページの順番にしていこうと思えますが、まず第1に都市計画道路尾崎中里線。これは県道川間停車場線のことでございますが、この整備でございます。川間駅は関宿の人たちが野田方面にいらっしゃるときに、まず最寄り駅になるだろうというふうに思っております。この駅に通ずる道路が川間停車場線でございます。この道路が非常に今、狭く、歩道が一部しかないというような現状でございます。やはり関宿の人たちのアクセス

を考えると、この道路の整備は必要というふうに考えておりました、県に要求しておるところでございます。わが方といたしましては、ちょうどバイパスをというふうに考えております。家屋が連坦しておりました、拡幅等もままならないことを考えますと、区画整理事業で用地空けをしてございますので、そこをバイパスとして利用していくのがよろしいかと考えておるところでございます。

2番目に愛宕駅周辺の主要地方道つくば野田線の整備でございますが、これは愛宕駅から愛宕神社までの歩道の拡幅でございます。この地域におきましては、櫛のホール等、公共施設がたくさんございます。関宿の人たちがその公共施設を利用されるにつきまして、歩道が狭いので、今後の安全性を確保する必要があるということで、この道路の整備をお願いしております。

それから3番目に、県道川藤野田線、今上木野崎線でございますが、野田市の道路網整備の基本的な考え方に対しまして、関宿方面から来る交通、それから茨城、埼玉県方向から流入する交通に対して山崎吉春線、我孫子関宿線、それから川藤野田線からなる環状線で処理をするというふうに考えております。しかしながら川藤野田線の一部、約720メートルでございますが、これが改良されないままになっておりました、この部分の整備をしようとするものでございます。幸いに今年度から調査費が認められまして、調査が始まるということをお聞きしております。こうすることによりまして、関宿の皆さんが野田方面にいらっしゃるときには、交通のアクセスが数段改善されるものというふうに思っております。

次に、4番目に野田橋の架け替えを含む浦和野田線の4車線化と、並びに芽吹大橋の架け替えを含むつくば野田線の4車線化でございます。

まず野田橋の架け替えと浦和野田線の4車線化につきましては、対岸の埼玉県におきましては、4車線化の整備が行われまして、残すところわずかとなっております状況になっております。

それから野田市側におきましても、環状線に早く連結して交通処理することが必要であろうというふうに思っております。これができることによりまして、関宿の方面からいらっしゃる皆さんが、環状線を利用し、埼

玉方向へのアクセスが良くなるというふうに考えております。

同様に、芽吹橋の架け替えとつくば野田線の4車線化でございますけれども、これも茨城県側におきましては、谷和原インターチェンジから始まりまして、つくば野田線の交差点のところまで道路改良が進んでおり、15年度中には交差点のところまで来るといようなスケジュールになっております。

千葉県側におきましても、我孫子野田線が15年度に接続すると、千葉県におきましても我孫子関宿線が接続するということになっておりますので、この区域に交通が集中されることが予想されますので、この間の4車線化というものは必要であろうというふうに思っております。

次に5番目でございますけれども、主要地方道結城野田線の整備でございます。関宿町の人々にとって結城野田線は野田市方面へのアクセスする最も重要な路線であるというふうに考えております。通勤・通学のバス路線ともなっております、早期に交通渋滞をなくすことが必要だろうというふうに考えておるところでございます、今年度から2か所の用地買収の予算がすでに付いていると県から承っておるところでございます。

6番目でございます。主要地方道我孫子関宿線の整備でございます。この道路におきましても、先ほどの結城野田線と同様に重要な道路でございます。平成15年の当初におきまして、つくば野田線との交差部に環状線、我孫子関宿線が開通することによりまして、野田市方面へのアクセスが可能になるものというふうに考えておりました、この道路につきましても整備が急がれているという状況でございます。これにつきましても、県で今年度から用地費の予算化がなされているようでございます。

7番目におきまして、主要地方道境杉戸線のバイパスの整備でございます。埼玉県及び茨城県へ通ずる重要な路線であると共に、これははやま工業団地へのアクセス道路となるものでございまして、これも整備していかなければならないというふうに考えております。

8番目につきましては、東西にかかる道路でございますけれども、関宿地区の東西軸になるような重要な幹線事業でございますので、この整備もやっけていかななければならないということで、この8項目のプロジェクトに

ついてお願いしてるところです。以上でございます。

事務局長：以上が県事業の関係ですが、この新市建設計画 本編 につきまして、前回お諮りしたのから2か所変わったところがございます。1つが、1ページの本文の下から6行目でございますが、下から6行目に「昭和32年に川間村、福田村の両村を編入」とありますが、前回の資料では福田、川間と順序が逆になっておりました。当時の官報告示を見ますと、川間、福田という順番が正しいということでございましたので、これに改めさせていただきます。

それから、もう1つが一番最後の21ページでございますが、財源論の話です。先ほど議会委員の取扱い等についてご了解を頂きましたので、それを加えております。歳出の2番目「人件費」とありますが、下から2行目の注の下から2つ目の『・』を見ていただきますと、ここに議会議員、農業委員、町3役・教育長の減と書いてございます。議会議員につきましては、在任特例を前提に書かせていただいておりますが、先ほどご了承いただきましたとおり、4年目から毎年約1億円強が浮いてまいります。農業委員につきましては3年目から毎年約900万円が削減される形になります。それまでの間は野田市の報酬額に合わせることによりまして、若干のプラス分がございます。町の3役及び教育長分は合併当初から年間約7千万円弱が浮いてくる形になります。これらの合算を歳出の「2」として掲げました。11年間のトータルで申し上げますと、15億8千万円の削減ということになります。

なお、歳入の方の5番目「県支出金」でございますが、一般に合併交付金と言われるものでありますが、残念ながらいまだ県では未決定ということでございます。

この建設計画全体につきましては県と事前協議は終了しておりますけれども、この後正式協議という運びになります。以上でございます。

会長：説明は以上でございますが、県への整備要望箇所、これはちょっとおさらいで申し上げさせていただいたわけですが、その部分が20ページ

の「県事業の推進」のところに書いてございます。若干違っているところがございます。そののところだけ申し上げておきたいと思いますが、都市計画道路尾崎中里線（県道川間停車場線の整備）という格好で、括弧を付けてございます。バイパス道路として位置づけるという形でここに括弧が付いておると。つまり、県道のバイパスとして、この都市計画道路尾崎中里線の整備と、こういう形であるということでございます。

愛宕駅のところについては、基本的に変わっておりません。川藤野田線のところについては、先ほど説明がございましたように川藤野田線とその延長線が今上木野崎線になっておるわけでございますが、この今上木野崎線について、すでに県で調査費が付いておるといって延ばして行く格好になるんでしょうが、今のところ川藤野田線の延長部分でございますので、こんな書き方をしておると。

その下の野田橋の架け替えを含む浦和野田線。実はこの浦和野田線として（主要地方道越谷野田線）と書いてあります。これが正式名称でして、我々が浦和から野田まで整備してほしいということで浦和野田線という言葉を使っておりますが、これが正式名称ですので、そういう格好になっておるといってでございます。

1点重要なことを落としました。一番上に書いている都市計画道路尾崎中里線のところ。我々が要望したときに、川間駅前広場の整備というものをお願いしております。これについては先日来からお話をしておりますとおり、重点事業としてこの点については市がやっていくという格好にしております。そういう意味では、この部分を除いては満額回答を頂いているという形で、関係の方は全部同じ形で表現いただいておりますので、満額回答頂いているという格好になっております。一応こんな形で、内々の話ができるという形の中で、今お諮りをしているわけでございます。こういう形の文書で協議をさせていただいてよろしいかということでご相談を申し上げたいというふうに思います。

いかがでございましょうか。正式協議に入ってよろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは建設計画、こんな形にさせていただきます、県と正式協議に

入らせていただきたいと思います。なお、県からの回答というのは、内協議しておりますので、だいたい1週間くらいで届くということでございますので、回答が到着後、再度合併協議会を招集させていただいて、正式なものにしていきたいと、こんなふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

なお、1週間という形で想定しておりますので、日時は追って事務局の方から正式にご連絡させていただきまけれども、12月2日13時からということで予定をさせていただきたいというふうに思っております。

その他でございますが、何かございますでしょうか。特にございませんか。ないようでしたら、予定された議題、すべて終わりましたので、以上をもちまして第8回協議会を閉会させていただいてよろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

どうもありがとうございました。